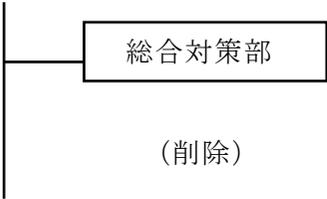


令和 5 年度宮崎県地域防災計画案（総合対策部の再編に係る修正）

箇所	第 2 編 第 2 章		
ページ	現 行	修 正 案	修正理由
83	<p>第 2 項 対策</p> <p>1 情報連絡本部の設置 災害が発生するおそれのあるときは、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、<u>危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。</u></p> <p>2 災害警戒本部の設置 <u>災害対策本部が設置される前の</u>災害対策に関し、必要と認められる場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。 (略)</p> <p>3 災害対策本部の設置 (1) 災害対策本部の設置基準 災害対策本部の設置基準は、(略)</p> <p><u>(3) 総合防災体制の体系</u> 災害対策本部は、…</p>	<p>第 2 項 対策</p> <p>1 情報連絡本部の設置 災害が発生するおそれのあるときは、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の設置 災害対策に関し、必要と認められる場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。 (略)</p> <p>3 災害対策本部の設置 (1) 災害対策本部の設置基準 <u>災害対策に関し、必要と認められる場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。</u> 災害対策本部の設置基準は、(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>説明の簡潔化</p> <p>説明の簡潔化</p> <p>説明が不足するので、追加した。</p> <p>説明が第 1 項と重複するため、削除。</p>

<p>84</p>	<p>4 災害対策本部の組織等 〈宮崎県災害対策本部組織図〉（抜粋）</p>  <p>(2) 災害対策本部会議 災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成し、（略）</p> <p>(3) 総合対策部 （略）総合対策部に、<u>総括班、救助対応班、情報・連絡調整班、災害医療・保健班、被災者支援班、社会基盤対策班、復旧・復興対策班、災害対策本部支援班及び現地対策班の9班</u>を置く。 （略）</p> <p>(4) 災害対策本部の設置場所 総合対策部は、災害の規模や庁舎の状況に応じ、災害対策本部総合対策部室（防災庁舎3階）、県庁講堂、企業局県電ホール、<u>危機管理局</u>のいずれかに設置するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部の室 ① 部局対策室 （略） ② <u>受援対策室</u> 県内で震度6弱以上の地震があったとき又は津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたときのほか、災害対策本部が必要と認めたと</p>	<p>4 災害対策本部の組織等 〈宮崎県災害対策本部組織図〉（抜粋）</p>  <p>(2) 災害対策本部会議 災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成するとともに、（略）</p> <p>(3) 総合対策部 （略）総合対策部には、<u>表1に掲げる各班</u>を置く。 （略）</p> <p>(4) 災害対策本部の設置場所 総合対策部は、災害の規模や庁舎の状況に応じ、災害対策本部総合対策部室（防災庁舎3階）、県庁講堂、企業局県電ホールのいずれかに設置するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部の室 ① 部局対策室 （略） （削除）</p>	<p>組織改編により、受援対策室の機能を総合対策部に内包させる。これに伴い、受援対策室は廃止。</p> <p>語句の修正</p> <p>総合対策部の組織改編による。</p> <p>危機管理局執務室は総合対策部室に隣接しており、災害対策本部の代替的な設置場所に適さない。</p> <p>受援対策室の廃止に伴い、説明を削除。</p>
-----------	--	---	--

きは、災害対策本部に受援対策室を置き、受援対策室長に総務部次長（総務・市町村担当）を、受援対策室次長に商工観光労働部次長をもって充てる。

室に総務班、人的資源班、物的資源班を置き、各班の事務分掌については、別に定める。

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表
災害対策本部を…

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
略	総括班	略
	情報・連絡調整班	
	〃	
	総括班	
	〃	

(7) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置
災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立入りを禁止するものとする。

(8) 地方支部
…地方支部に支部長を置き、支庁長、農林振興局長…

(10) 現地災害対策本部
…現地災害対策本部長に総務部次長（財務担当）を、副本部長に被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表
災害対策本部を…

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
略	<u>企画調整班</u>	略
	<u>情報分析班</u>	
	〃	
	<u>企画調整班</u> <u>応急対策班</u>	
	<u>広報班</u>	

(7) 総合対策部室等への部外者立入り禁止措置
災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、総合対策部室等への部外者の立入りを禁止するものとする。

(8) 地方支部
…地方支部に支部長を置き、支庁長又は農林振興局長…

(10) 現地災害対策本部
…現地災害対策本部長には、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

総合対策部の組織改編による。

室名の変更に伴うもの。

語句の修正

総合対策部の組織改編に伴うもの。

＜表1 総合対策部各班の事務分掌＞	
各班の共通事務	
1 災害対策本部員の特に命ずること。 2 総合対策部員の特に命ずること。（総合対策部に限る。） 3 他の部、室及び班の応援に関する事。	
班名	分掌事務
総括班	1 災害対策の企画及び総合対策部の総合調整に関する事。 2 緊急対応案件及び災害対策本部員等指示事項への対応に関する事。 3 自衛隊の災害派遣要請を含む広域的な支援に係る派遣の要請に関する事。 4 国への連絡及び被害報告に関する事。 5 後方支援拠点の運用調整に関する事。 6 災害対策情報の分析に関する事。 7 災害関連情報（気象、地震、津波、噴火等の情報をいう。）の分析に関する事。 8 各部局対策室との連携調整に関する事。 9 災害対策の立案に関する事。 10 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。 11 災害報道に関する事。 12 災害広報に関する事。 13 災害写真等の収集・整理に関する事。 14 被害者相談窓口に関する事。 15 被害状況等の問合せに関する事。 16 県議会への報告等に関する事。
救助対応班	1 ヘリコプターの運用調整に関する事。 2 災害救助機関との連携及び調整に関する事。
情報・連絡調整班	1 災害情報の収集及び取りまとめに関する事。 2 被害情報の収集及び取りまとめに関する事。 3 地方支部との連絡に関する事。 4 市町村との連絡に関する事。 5 市町村からの各種要請に関する事。 6 災害情報の記録に関する事。 7 被害情報の記録及び集計に関する事。
災害医療・保健班	1 救命関係機関との連携及び調整に関する事。 2 災害時医療対応方針の企画及び調整に関する事。 3 傷病者等の搬送に関する事。 4 傷病者の収容、医療関係資材の確保等医療活動の支援に関する事。 5 避難所等における保健衛生及び防疫対策に関する事。 6 遺体対応に関する事。
被災者支援班	1 避難所の情報収集に関する事。 2 避難所運営の支援に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。 4 物資の調達及び供給に関する事。 5 物資の提供又は搬送に係る関係機関との連携及び調整に関する事。 6 物資の集積場所の確保及び搬送に関する事。 7 災害ボランティアの情報収集に関する事。 8 県社会福祉協議会との連携に関する事。 9 学校及び教育関連対策に関する事。

＜表1 総合対策部各班の事務分掌＞	
各班の共通事務	
1 災害対策本部員の特に命ずること。 2 総合対策部長の特に命ずること。（総合対策部に限る。） 3 他の部、室及び班の応援に関する事。	
班名	分掌事務
総括班	1 災害対策の企画及び総合対策部の総合調整に関する事。 2 緊急対応案件及び災害対策本部長等指示事項への対応に関する事。 3 自衛隊の災害派遣要請を含む広域的な支援に係る派遣の要請に関する事。 4 国への連絡及び被害報告に関する事。 5 後方支援拠点の運用調整に関する事。 6 災害対策情報の分析に関する事。 7 災害関連情報（気象、地震、津波、噴火等の情報をいう。）の分析に関する事。 8 各部局対策室との連携調整に関する事。 9 災害対策の立案に関する事。 10 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。 11 災害報道に関する事。 12 災害広報に関する事。 13 災害写真等の収集・整理に関する事。 14 被害者相談窓口に関する事。 15 被害状況等の問合せに関する事。 16 県議会への報告等に関する事。
救助対応班	1 ヘリコプターの運用調整に関する事。 2 災害救助機関との連携及び調整に関する事。
情報・連絡調整班	1 災害情報の収集及び取りまとめに関する事。 2 被害情報の収集及び取りまとめに関する事。 3 地方支部との連絡に関する事。 4 市町村との連絡に関する事。 5 市町村からの各種要請に関する事。 6 災害情報の記録に関する事。 7 被害情報の記録及び集計に関する事。
災害医療・保健班	1 救命関係機関との連携及び調整に関する事。 2 災害時医療対応方針の企画及び調整に関する事。 3 傷病者等の搬送に関する事。 4 傷病者の収容、医療関係資材の確保等医療活動の支援に関する事。 5 避難所等における保健衛生及び防疫対策に関する事。 6 遺体対応に関する事。
被災者支援班	1 避難所の情報収集に関する事。 2 避難所運営の支援に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。 4 物資の調達及び供給に関する事。 5 物資の提供又は搬送に係る関係機関との連携及び調整に関する事。 6 物資の集積場所の確保及び搬送に関する事。 7 災害ボランティアの情報収集に関する事。 8 県社会福祉協議会との連携に関する事。 9 学校及び教育関連対策に関する事。

社会基盤対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、港湾等の社会インフラに関する事。 2 農林水産業関連施設に関する事。 3 電気、水道、ガス等のライフラインの復旧等に関する事。 4 情報及び通信関係インフラに関する事。 5 危険物、有害物質、劇薬等による2次災害対策に関する事。 6 がれき、廃棄物等の処理に関する事。 		
復旧・復興対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活再建にむけた諸施策に関する事。 2 応急仮設住宅等に関する事。 3 その他復旧・復興に関する事。 		
災害対策本部支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設営に関する事。 2 災害対策用装備資機材の確保及び管理に関する事。 3 災害対策本部運営の諸業務に関する事。 4 緊急車両通行証の発行に関する事。 5 財務会計及び出納処理に関する事。 6 総合対策部員の給食に関する事。 7 総合対策部員の健康管理に関する事。 8 国現地对策本部等支援要員の宿舎確保に関する事。 9 災害対策に必要な通信の確保に関する事。 10 電気設備及び機械設備の保全に関する事。 11 本庁BCP推進会議事務局との連携及び調整に関する事。 12 災害救助法に関連する業務に関する事。 		
現地対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地对策及び調整に関する事。 		

箇所	第3編 第1章	現行				修正案				修正理由																										
ページ		現行				修正案				修正理由																										
292		<table border="1"> <tr> <th>体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支庁事務局及び構成出先機関</th> </tr> <tr> <td> 気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①県内で震度6弱以上の地震 ②津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)。(巨大地震注意) </td> <td>全局員</td> <td>全課員</td> <td>次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関</td> </tr> <tr> <td> 災害警戒本部 ①県内で震度5弱又は震度5強地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中) </td> <td>発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め待機3or4個班</td> <td>次の所属の緊急要員 ④: 連絡調整課 ⑤: 災害警戒本部構成課 ⑥: 連絡調整課 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課</td> <td>次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁の構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。</td> </tr> <tr> <td> 情報連絡本部 ①県内で震度4地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波注意報 </td> <td>待機2個班</td> <td>次の所属の緊急要員 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課</td> <td>次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※該当支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。</td> </tr> </table> <p>※各課等の緊急要員は、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※地震発生時の気象条件や津波襲来時等、上記基準に依り難い状況にある場合、配備する場所や職員の増減は、各所属長の判断による。 ※県外事務所の緊急要員は、災害対策本部の設置時は参集し、警戒本部設置時は、所属長の判断により参集する。</p> <p>※1 構成出先機関…当該支庁管轄の全出先機関 ※2 連絡調整課…総合政策課、総務課、福祉保健課、環境森林課、商工政策課、農政企画課、管理課、会計課、企業局総務課、経営管理課、教育政策課 ※3 災害警戒本部構成課…秘書広報課、財産総合管理課、危機管理課、消防保安課、福祉保健課、環境森林課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、工務管理課、教育政策課 ※4 津波対策関係課…農村整備課、水産政策課、漁業管理課、道路保全課、河川課、港湾課、都市計画課</p>	体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関	気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①県内で震度6弱以上の地震 ②津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)。(巨大地震注意)	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関	災害警戒本部 ①県内で震度5弱又は震度5強地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)	発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め待機3or4個班	次の所属の緊急要員 ④: 連絡調整課 ⑤: 災害警戒本部構成課 ⑥: 連絡調整課 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁の構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。	情報連絡本部 ①県内で震度4地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機2個班	次の所属の緊急要員 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※該当支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。	<table border="1"> <tr> <th>体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支庁事務局及び構成出先機関</th> </tr> <tr> <td> 気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①: 県内で震度6弱以上の地震 ②: 津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③: 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意) </td> <td>全局員</td> <td>全課員</td> <td>次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関</td> </tr> <tr> <td> 災害警戒本部 ④: 県内で震度5弱又は震度5強地震 ⑤: 津波予報区「宮崎県」に津波警報 ⑥: 南海トラフ地震臨時情報(調査中) </td> <td>発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小</td> <td>総合対策部及び次に掲げる課の緊急要員 ④: 地震対策関係課 ⑤: ⑥: 地震対策関係課及び津波対策関係課 ※連絡調整課はオンコール</td> <td>次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。</td> </tr> <tr> <td> 情報連絡本部 ⑦: 県内で震度4地震 ⑧: 津波予報区「宮崎県」に津波注意報 </td> <td>待機2個班</td> <td>次に掲げる課の緊急要員 ⑦: 地震対策関係課 ⑧: 津波対策関係課</td> <td>次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※当該支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。</td> </tr> </table> <p>※各課等の緊急要員は、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※地震発生時の気象条件や津波襲来時等、上記基準により難い状況にある場合、配備する場所や職員の増減は、各所属長の判断による。 ※県外事務所の緊急要員は、災害対策本部の設置時は参集し、警戒本部設置時は、所属長の判断により参集する。</p> <p>※1 地震対策関係課…秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、環境森林課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、教育政策課 ※2 津波対策関係課…秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、環境森林課、農村整備課、漁業管理課、道路保全課、河川課、港湾課、都市計画課、病院局経営管理課、教育政策課 ※3 連絡調整課…総合政策課、総務課、福祉保健課、環境森林課、商工政策課、農政企画課、管理課、会計課、企業局総務課、病院局経営管理課、教育政策課 ※4 構成出先機関…当該支庁管轄の全出先機関</p>	体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関	気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①: 県内で震度6弱以上の地震 ②: 津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③: 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関	災害警戒本部 ④: 県内で震度5弱又は震度5強地震 ⑤: 津波予報区「宮崎県」に津波警報 ⑥: 南海トラフ地震臨時情報(調査中)	発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小	総合対策部及び次に掲げる課の緊急要員 ④: 地震対策関係課 ⑤: ⑥: 地震対策関係課及び津波対策関係課 ※連絡調整課はオンコール	次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。	情報連絡本部 ⑦: 県内で震度4地震 ⑧: 津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機2個班	次に掲げる課の緊急要員 ⑦: 地震対策関係課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※当該支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。	本部体制見直しに伴う修正
体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関																																	
気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①県内で震度6弱以上の地震 ②津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)。(巨大地震注意)	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関																																	
災害警戒本部 ①県内で震度5弱又は震度5強地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波警報 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)	発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め待機3or4個班	次の所属の緊急要員 ④: 連絡調整課 ⑤: 災害警戒本部構成課 ⑥: 連絡調整課 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁の構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。																																	
情報連絡本部 ①県内で震度4地震 ②津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機2個班	次の所属の緊急要員 ⑦: 災害警戒本部構成課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※該当支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。																																	
体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関																																	
気象情報(配置基準) 災害対策本部 ①: 県内で震度6弱以上の地震 ②: 津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③: 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①: 該当市町村管轄の地方支庁事務局及び構成出先機関 ②: 沿岸地方支庁事務局及び構成出先機関 ③: 全地方支庁事務局及び構成出先機関																																	
災害警戒本部 ④: 県内で震度5弱又は震度5強地震 ⑤: 津波予報区「宮崎県」に津波警報 ⑥: 南海トラフ地震臨時情報(調査中)	発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小	総合対策部及び次に掲げる課の緊急要員 ④: 地震対策関係課 ⑤: ⑥: 地震対策関係課及び津波対策関係課 ※連絡調整課はオンコール	次の所属の緊急要員 ④: 該当市町村管轄の地方支庁事務局 ⑤: 沿岸地方支庁事務局 ⑥: 沿岸地方支庁事務局及び当該支庁構成出先機関 ⑦: ④、⑤の該当支庁構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による。																																	
情報連絡本部 ⑦: 県内で震度4地震 ⑧: 津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機2個班	次に掲げる課の緊急要員 ⑦: 地震対策関係課 ⑧: 津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦: 原則、参集不要(場合により参集を求める) ⑧: 沿岸地方支庁事務局 ※当該支庁構成出先機関は、本課及び所属長の判断による。																																	

箇所	第5編 第2章	現行				修正案				修正理由																				
ページ		現行				修正案				修正理由																				
393		<table border="1"> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支庁事務局及び構成出先機関</th> </tr> <tr> <td> 災害対策本部 全局員は、登庁して配置につく </td> <td rowspan="2"> 各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく 災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は、登庁して配置につく </td> <td rowspan="2"> 警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく </td> <td rowspan="2"> 警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員は、登庁して配置につく(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による) </td> </tr> <tr> <td> 災害警戒本部 </td> </tr> <tr> <td> 情報連絡本部 </td> <td>待機1個班登庁</td> <td>大雨・洪水対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準により難い状況にある場合あるいは事態の推移により、配備する職員の増減については、所属長の判断による。 ※3 大雨・洪水対策関係課(道路保全課、河川課、砂防課、都市計画課(宮崎市又は西都市に発表されたときに限る。))、企業局工務管理課</p>	本部体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関	災害対策本部 全局員は、登庁して配置につく	各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく 災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は、登庁して配置につく	警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく	警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員は、登庁して配置につく(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による)	災害警戒本部	情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	-	<table border="1"> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支庁事務局及び構成出先機関</th> </tr> <tr> <td> 災害対策本部 全局員 </td> <td rowspan="2"> 各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく </td> <td rowspan="2"> 総合対策部、連絡調整課及び大雨・洪水対策関係課の緊急要員 警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による) </td> <td rowspan="2"> 警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員 </td> </tr> <tr> <td> 災害警戒本部 発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小 </td> </tr> <tr> <td> 情報連絡本部 </td> <td>待機1個班登庁</td> <td>大雨・洪水対策関係課の緊急要員</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合、配備する職員の増減は、所属長の判断による。</p> <p>※1 大雨・洪水対策関係課…道路保全課、河川課、砂防課、都市計画課(宮崎市又は西都市に発表されたときに限る。))、企業局工務管理課</p>	本部体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関	災害対策本部 全局員	各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく	総合対策部、連絡調整課及び大雨・洪水対策関係課の緊急要員 警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による)	警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員	災害警戒本部 発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小	情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員	-	本部体制見直しに伴う修正
本部体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関																											
災害対策本部 全局員は、登庁して配置につく	各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく 災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は、登庁して配置につく	警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく	警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員は、登庁して配置につく(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による)																											
災害警戒本部																														
情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	-																											
本部体制	危機管理局	本課	地方支庁事務局及び構成出先機関																											
災害対策本部 全局員	各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく	総合対策部、連絡調整課及び大雨・洪水対策関係課の緊急要員 警報発表管内の地方支庁事務局の緊急要員(その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による)	警報発表管内の地方支庁事務局及び構成出先機関の緊急要員																											
災害警戒本部 発災直後: 全局員 参集後: 状況を見極め規模縮小																														
情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員	-																											

箇所	第6編 第1章				修正案				修正理由																										
ページ	現行				修正案				修正理由																										
454	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員は、登庁して配置につく</td> <td>各連絡調整課及び災害警戒本部構成課並びに火山対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく</td> <td>火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td></td> <td>災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく</td> <td>火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）</td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>待機1個班登庁</td> <td>火山対策関係課の緊急要員は、所属長の判断により、登庁して配置につく</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準により難い状況にある場合は、事態の推移により、配備する職員の増減については、各所属長の判断による。 ※3 火山対策関係課 福祉保健課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、自然環境課、教育庁教育政策課)</p>	本部体制	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員は、登庁して配置につく	各連絡調整課及び災害警戒本部構成課並びに火山対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく	災害警戒本部		災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）	情報連絡本部	待機1個班登庁	火山対策関係課の緊急要員は、所属長の判断により、登庁して配置につく		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員</td> <td>総合対策部、連絡調整課及び火山対策関係課※1の緊急要員</td> <td>火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>義災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小</td> <td>災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール</td> <td>火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）</td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>待機1個班登庁 ※レベル変更を伴う場合は、危機管理担当</td> <td>火山対策関係課の緊急要員（所属長の判断により登庁）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合は、配備する職員の増減は、各所属長の判断による。 ※1 火山対策関係課・・・福祉保健課、自然環境課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、</p>	本部体制	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び火山対策関係課※1の緊急要員	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員	災害警戒本部	義災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）	情報連絡本部	待機1個班登庁 ※レベル変更を伴う場合は、危機管理担当	火山対策関係課の緊急要員（所属長の判断により登庁）		本部体制見直しに伴う修正
本部体制	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	全局員は、登庁して配置につく	各連絡調整課及び災害警戒本部構成課並びに火山対策関係課の緊急要員は登庁して配置につく	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく																																
災害警戒本部		災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）																																
情報連絡本部	待機1個班登庁	火山対策関係課の緊急要員は、所属長の判断により、登庁して配置につく																																	
本部体制	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び火山対策関係課※1の緊急要員	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員																																
災害警戒本部	義災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）																																
情報連絡本部	待機1個班登庁 ※レベル変更を伴う場合は、危機管理担当	火山対策関係課の緊急要員（所属長の判断により登庁）																																	

箇所	第7編 第4章				修正案				修正理由																										
ページ	現行				修正案				修正理由																										
534	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>危険物等災害対策関係課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員は、登庁して配置につく。</td> <td></td> <td>発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく。</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>待機2個班 登庁</td> <td>緊急要員は登庁して配置につく。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>待機1個班 登庁</td> <td></td> <td>本課及び所属長の判断による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準によりがたい状況にある場合あるいは事態の推移により、配置する職員の増減については、各所属長の判断とする。 ※3 危険物等災害対策関係課 総合政策課、秘書広報課、財産総合管理課、危機管理局、福祉保健課、医療政策課、環境森林課、環境管理課、農政企画課、管理課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、病院局経営管理課、教育庁教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課</p> <p>〈危険物等災害時の職員参集・配備基準〉 ※1 危険物等災害対策関係課・・・総合政策課、秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、医療政策課、環境森林課、環境管理課、農政企画課、管理課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課</p>	本部体制	危機管理局	危険物等災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員は、登庁して配置につく。		発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく。	災害警戒本部	待機2個班 登庁	緊急要員は登庁して配置につく。		情報連絡本部	待機1個班 登庁		本課及び所属長の判断による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>危険物等災害対策関係課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員</td> <td>総合対策部、連絡調整課及び危険物等災害対策関係課※1の緊急要員</td> <td>発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>待機2個班 登庁</td> <td>総合対策部及び危険物等災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>待機1個班 登庁</td> <td></td> <td>本課及び所属長の判断による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準によりがたい状況にある場合、配置する職員の増減は、各所属長の判断とする。</p> <p>〈危険物等災害時の職員参集・配備基準〉 ※1 危険物等災害対策関係課・・・総合政策課、秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、医療政策課、<u>薬務対策課</u>、環境森林課、環境管理課、農政企画課、管理課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課</p>	本部体制	危機管理局	危険物等災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び危険物等災害対策関係課※1の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員	災害警戒本部	待機2個班 登庁	総合対策部及び危険物等災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール		情報連絡本部	待機1個班 登庁		本課及び所属長の判断による	本部体制見直しに伴う修正
本部体制	危機管理局	危険物等災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	全局員は、登庁して配置につく。		発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく。																																
災害警戒本部	待機2個班 登庁	緊急要員は登庁して配置につく。																																	
情報連絡本部	待機1個班 登庁		本課及び所属長の判断による																																
本部体制	危機管理局	危険物等災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び危険物等災害対策関係課※1の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員																																
災害警戒本部	待機2個班 登庁	総合対策部及び危険物等災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール																																	
情報連絡本部	待機1個班 登庁		本課及び所属長の判断による																																

箇所	第9編 第4章				修正案				修正理由																										
ページ	現行				修正案				修正理由																										
560	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本 課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>○全局員は、登庁して配置につく</td> <td>○各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく</td> <td>○発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>○待機2個班登庁</td> <td>○災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>○待機1個班登庁</td> <td>○自然環境課の緊急要員は、登庁して配置につく</td> <td>○本課及び所属長の判断による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準によりがたい状況にある場合あるいは事態の推移に対応する場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。</p>	本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	○全局員は、登庁して配置につく	○各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく	○発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく	災害警戒本部	○待機2個班登庁	○災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく		情報連絡本部	○待機1個班登庁	○自然環境課の緊急要員は、登庁して配置につく	○本課及び所属長の判断による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>本 課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員</td> <td>総合対策部、連絡調整課及び自然環境課の緊急要員</td> <td>発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>待機2個班</td> <td>総合対策部及び自然環境課の緊急要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>待機1個班</td> <td>自然環境課の緊急要員</td> <td>本課及び所属長の判断による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減は、所属長の判断による。</p>	本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び自然環境課の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員	災害警戒本部	待機2個班	総合対策部及び自然環境課の緊急要員		情報連絡本部	待機1個班	自然環境課の緊急要員	本課及び所属長の判断による	本部体制見直しに伴う修正
本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	○全局員は、登庁して配置につく	○各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく	○発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく																																
災害警戒本部	○待機2個班登庁	○災害警戒本部構成課及び自然環境課の緊急要員は登庁して配置につく																																	
情報連絡本部	○待機1個班登庁	○自然環境課の緊急要員は、登庁して配置につく	○本課及び所属長の判断による																																
本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局及び構成出先機関																																
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び自然環境課の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員																																
災害警戒本部	待機2個班	総合対策部及び自然環境課の緊急要員																																	
情報連絡本部	待機1個班	自然環境課の緊急要員	本課及び所属長の判断による																																

箇所	第10編 第3章				修正案				修正理由																								
ページ	現行				修正案				修正理由																								
579	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>原子力災害対策関係課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td colspan="2">全危機管理局員及び全原子力災害対策関係課員は、登庁して配置につく</td> <td>全地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>待機2個班登庁</td> <td rowspan="2">緊急要員は登庁して配置につく</td> <td rowspan="2">原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく</td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>危機管理局緊急要員登庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準によりがたい状況にある場合あるいは事態の推移により、配備する職員の増減については、各所属長の判断による。 ※3 原子力災害対策関係課 総合政策課、秘書広報課、福祉保健課、医療業務課、健康増進課、環境森林課、環境管理課、商工政策課、農政企画課、病院局経営管理課、教育庁教育政策課、危機管理課、その他危機管理局長が必要と認める課</p>	本部体制	危機管理局	原子力災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全危機管理局員及び全原子力災害対策関係課員は、登庁して配置につく		全地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく	災害警戒本部	待機2個班登庁	緊急要員は登庁して配置につく	原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく	情報連絡本部	危機管理局緊急要員登庁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部体制</th> <th>危機管理局</th> <th>原子力災害対策関係課</th> <th>地方支部事務局及び構成出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>全局員</td> <td>総合対策部、連絡調整課及び原子力災害対策関係課※1の緊急要員</td> <td>全地方支部事務局の緊急要員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>待機2個班登庁</td> <td>総合対策部及び原子力災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール</td> <td>原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員</td> </tr> <tr> <td>情報連絡本部</td> <td>危機管理局緊急要員登庁</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減は、各所属長の判断による。</p> <p>※1 原子力災害対策関係課…総合政策課、秘書広報課、福祉保健課、医療政策課、健康増進課、環境森林課、環境管理課、商工政策課、農政企画課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課</p>	本部体制	危機管理局	原子力災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関	災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び原子力災害対策関係課※1の緊急要員	全地方支部事務局の緊急要員	災害警戒本部	待機2個班登庁	総合対策部及び原子力災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員	情報連絡本部	危機管理局緊急要員登庁			本部体制見直しに伴う修正
本部体制	危機管理局	原子力災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関																														
災害対策本部	全危機管理局員及び全原子力災害対策関係課員は、登庁して配置につく		全地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく																														
災害警戒本部	待機2個班登庁	緊急要員は登庁して配置につく	原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく																														
情報連絡本部	危機管理局緊急要員登庁																																
本部体制	危機管理局	原子力災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関																														
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び原子力災害対策関係課※1の緊急要員	全地方支部事務局の緊急要員																														
災害警戒本部	待機2個班登庁	総合対策部及び原子力災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員																														
情報連絡本部	危機管理局緊急要員登庁																																

令和5年度宮崎県地域防災計画案（防災基本計画修正に基づく修正）

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 道路等交通関係施設の整備と管理</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 航空消防防災体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（救助対応班）を設置し、災害現場等と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>また、救助対応班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第8款 避難収容体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難場所、避難所、避難路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。</p> <p>ア～ク (略)</p>	<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 道路等交通関係施設の整備と管理</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p> <p>第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 航空消防防災体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（救助対応班）を設置し、災害現場等と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>また、救助対応班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノートム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第8款 避難収容体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難場所、避難所、避難路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。</p> <p>ア～ク (略)</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P1 【県地域防災計画 P22】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P9 【県地域防災計画 P35】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P5 【県地域防災計画 P53】</p>

ケ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

コ～シ (略)

3 (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあつては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

災害時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

要配慮者のうち災害時等において、自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

ア～オ (略)

カ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連

ケ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

コ～シ (略)

3 (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあつては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

災害時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

要配慮者のうち災害時等において、自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

ア～オ (略)

カ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P5
【県地域防災計画 P53】

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P5
【県地域防災計画 P55】

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P4
【県地域防災計画 P62】

携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

ス 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(新設)

(2)～(5) (略)

【県】

(1) 市町村に対する後方支援

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

ス 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

セ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2)～(5) (略)

【県】

(1) 市町村に対する後方支援

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P6
【県地域防災計画 P66】

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P6
【県地域防災計画 P66】

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P2
【県地域防災計画 P78】

第2編 共通対策編

第3章 災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 医療救護活動</p> <p>第2款 DMA T等による医療救護活動の実施</p> <p>県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>第9節 避難収容活動</p> <p>第2款 避難所の開設、運営</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 避難所の開設、運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>第17節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1款 ボランティア活動の受入れ</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>第5節 医療救護活動</p> <p>第2款 DMA T等による医療救護活動の実施</p> <p>県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>第9節 避難収容活動</p> <p>第2款 避難所の開設、運営</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 避難所の開設、運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u>この際、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>第17節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1款 ボランティア活動の受入れ</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。</u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活活動環境</u>について配慮するものとする。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P9 【県地域防災計画 P137】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P10 【県地域防災計画 P165】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P11 【県地域防災計画 P211】</p>

第2編 共通対策編

第4章 災害復旧・復興計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 被災者の生活再建等の支援 第2款 生活確保資金の融資等 第1項 基本方針 県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。 県及び関係市町村は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。 なお、各種の事務処理に当たっては、手続の簡素化、迅速化を図るものとする。</p> <p>第2項 対策 1 被災者台帳の整備 【市町村】 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>第4節 被災者の生活再建等の支援 第2款 生活確保資金の融資等 第1項 基本方針 県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。 県及び関係市町村は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。 <u>また、県及び関係市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> なお、各種の事務処理に当たっては、手続の簡素化、迅速化を図るものとする。</p> <p>第2項 対策 1 被災者台帳の整備 【市町村】 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P12 【県地域防災計画 P236】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P12 【県地域防災計画 P236】</p>

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 1～2 (略) 3 災害危険箇所対策の実施 (1)～(3) (略) (4) 危険箇所への対策 【県・市町村】 (略) なお、県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 1～2 (略) 3 災害危険箇所対策の実施 (1)～(3) (略) (4) 危険箇所への対策 【県・市町村】 (略) なお、県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏 まえた修正 P20 【県地域防災計画 P365】</p>